

居宅療養管理指導事業所（粕屋診療所）重要事項の概要

1. 当事業所の概要

- (1) 当事業所の相談窓口 電話 092-622-1890
(2) 当事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所番号	4010419218	提供地域	粕屋町
-------	------------	------	-----

- (3) 当事業所の営業時間

営業日	月曜日～金曜日午前 8 時 30 分～午後 17 時 00 分	土曜日午前 8 時 30 分～午後 17 時 00 分	
休日	日曜日・祝日	その他の休日	12 月 30 日～1 月 3 日

2. の勤務体制

管理者（医師）	1 名	当事業所の営業時間
看護師	3 名以上	当事業所の営業時間
事務	2 名以上	当事業所の営業時間

3. サービス内容

要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、心身機能の回復または維持、日常生活上の自立を助けることを目的とします

4. 利用料

- (1) 利用料 ⇒介護保険の適用がある場合は、介護保険負担割合証に記載された割合が利用者の自己負担額となります。
(2) その他、費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し、同意を得たものに限り徴収するものとします。

5. 当事業所の特徴など

- (1) 運営方針 要支援、要介護者等が居宅において可能な限りその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医師が通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行い、療養生活の質の向上を図ります。

6. サービス内容に関する苦情の対応

「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」の通り

7. 事故発生時の対応

- (1) 利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した場合の医療機関の確保と速やかに主治医の指示が得られるような体制を確保します。主治医の指示に従って必要な措置を講じ、主治医と連絡が困難な場合には、緊急搬送等の的確な措置を取るとともに、速やかにご家族および居宅支援事業所、関係市町村に連絡することとします。
(2) 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

8. 秘密保持

- (1) 当事業所、介護支援専門員及び当事業所の使用する者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は契約終了後も同様です。
(2) 当事業所は、利用者及び家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス提供事業者担当者会議において利用者及び家族の個人情報を用いませぬ。

9. 賠償責任

当事業所は、サービス提供にともなって当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社

保険名：民医連・介護事業所責任保険